

## 福岡県ケアラー支援有識者会議傍聴要領

福岡県ケアラー支援有識者会議設置要綱第6条の規定に基づき、この要領を定める。

### (会議の公開)

**第1条** 福岡県ケアラー支援有識者会議（以下「会議」という。）の会議は公開する。ただし、座長は、会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 一 個人情報に関し審議等を行う会議であって、当該会議を公開することにより特定の個人情報が明らかになる場合
- 二 事業情報（法人その他の団体に関する情報をいう。）に関し審議等を行う会議であって、当該会議を公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合
- 三 審議、検討、調査研究等を行う会議であって、当該会議を公開することにより、当該又は同種の審議、検討、調査研究等に支障を生ずるおそれがある場合
- 四 県の機関又は国等の機関が行う取締り、許可、試験、争訟その他の事務事業に関する情報について審議等を行う会議であって、公開することにより、当該事務事業の実施の目的が失われ、その公正かつ適正な執行に支障を生ずるおそれがある場合又は当該事務事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が損なわれ、その円滑な執行に支障を生ずるおそれがある場合
- 五 当該会議を公開することにより、個人の生命、身体、自由、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずると認められる場合
- 六 法令により会議を公開しないと認められている場合又は法令の定めるところにより公にすることができない情報に関し審議等を行う場合
- 七 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

### (公開の方法等)

**第2条** 会議の公開は、あらかじめ一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 座長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

### (会議の周知)

**第3条** 会議は、公開する会議の開催について、福岡県庁ホームページへの掲載等の方法により、次の事項をあらかじめ県民に周知するものとする。

- 一 会議の日時
- 二 会議の場所
- 三 議題（案）

(会議録等)

**第4条** 会議は、公開とした会議の会議資料及び会議録は公開とする。

2 会議は、非公開とした会議の会議資料及び会議録は非公開とする。ただし、この場合においては、委員長は、議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

3 前二項において、公開することとされた会議資料及び会議録又は議事要旨は、福岡県庁ホームページへの掲載等の方法により公開するものとする。

(雑則)

**第5条** この要領の定めるほか、会議の公開に関する必要な事項は座長が定める。

(附則)

この要領は、令和8年4月30日から施行する。